

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和8年7月29日（水） 午前11時00分～午前11時51分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原 ゆかり、 7 番 福岡 里香、
8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川 広昌、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、
12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（2 番）荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- 1 代表質問の導入について
- 2 関連質問の運用の明確化等について
- 3 一般質問の日程について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 代表質問の導入について

委員長 この件につきましては、先回の委員会において、まずは近隣市の実施状況を参考に協議を進めていくこととなっておりますので、事前に西三河8市の実施状況や運用の具体的な内容を載せたものを配付しております。

既に御覧いただいていると思いますので簡単に説明しますと、まず代表質問を導入している自治体は西三河8市のうち、岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、みよし市の5市で、碧南市と刈谷市は資料の2ページ目にありますように代表質問は導入していないが、3月定例会においては施政方針や当初予算に対する質問を実施しているとのことであります。知立市は、代表質問の導入も施政方針等に対する質問も行っていないということでありました。

そのほか、実施時期、質問対象、質問者、質問方式、質問時間等、項目ごとに運用が記載されていますが、一般質問と代表質問でこういった運用の差があるかという視点で見ていきますと、岡崎市は質問時間、豊田市は代表質問での質問対象を制限、原則、施政方針に対する質問となっております。資料には記載がありませんけれども、答弁者の違いがある。一般質問では、市長は答弁しない、担当部長が答弁。代表質問では、市長が答弁するということであります。

安城市は質問時間、質問方式、代表質問は初めに登壇をして大局的な意見を述べた後、一般質問席に移動してやるということであります。

西尾市では代表質問での質問対象を制限、施政方針に対する質問。みよし市においては、大き

な違いはないということであります。

いずれの市においても2人以上または3人以上を会派として認め、代表質問を行っているということですので、やはり個人が行う一般質問とは違い、施政方針や当初予算など市政運営全体に関することや主要課題について、会派の総意で議論できる場となることが伺えると思います。

資料の説明については以上といたしますけれども、他市の事例を見ていただいております。代表質問がどのようなものかといったイメージをつかんでいただけたんではないかと思います。

また、この場の協議にあたりましては、代表質問を行う目的というものを明確にした上で進めていくべきと考えますので、いま一度、市政クラブさんより高浜市議会における代表質問の目的というものをどう考えるかを説明していただいて、全委員共通認識の下、進めていきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

説（１） 私どもから、代表質問をぜひ導入してほしいということで提案をさせていただいております。

目的というところでは、やはり他市の例と同じように、市長の施政方針及び当初予算に対しての会派として、その部分を代表質問という形で質問をさせていただきたいというように考えております。

これは、それぞれ、私ども6名おりますが、それぞれが聞くのではなく、会派として統一して質問をする。そして、一般質問はそのほかの部分で、個々の個人議員が聞くというような役割分担をさせていただきたいというように考えておりますので、ぜひ導入に向かって検討をいただきたいと思います。以上です。

委員長 それでは、メリットの部分っていうのを、考え方として今、言っていただきましたけれども。

代表質問は、先ほど他市の例にもありましたけれども、会派でなければできないというところもありますけれども、これも様々なやり方があると思います。ですから、こういうやり方やとけばやれるんじゃないのっていうところも含めて、導入ができるんじゃないのかっていう方向に持っていくためには、そういった議論が必要になってくると思いますので、ぜひそのほうの議論を進めていただきたいというふうに思います。

特に、3月定例会あるいは市長が代わった後の最初の議会においては、施政方針演説が必ずあります。今までの議会のルールといいますか、暗黙のルールみたいなものは何かというと、当初予算が計上されるので予算委員会が設置されます。ですから、予算については委員会でやってく

れという話になりますので、こういうような考え方を持たずにやってきたというのが今までの高浜市議会の姿勢だったというふうに思います。

ですから、それをどうやったら大局的な意味合いの中で1年間の市長のこの高浜市のかじ取りを聞き出していくかというところが大変重要になるかと思ひますし、その部分が目的になるということを市政クラブさんのほうもおっしゃってるといふふうに理解をいただいたといふふうに思ひます。

それでは、一応、この皆さん方のほうで事前に読んでいただひておることを前提に言ひと、何か他市でこの部分が分からんところがあるといふことがあれば、事務局のほうでお答えできる範囲でお答えしますけども。もう一回お持ち帰りいただひて、よく検討していただひくといふ形にしてよろしいですか。

意見なし

委員長 この中の運用が、これが正解といひのはありませんので。ですから、その正解といひものを高浜市議会はこれでやっていくといひ形をつくっていただひければ結構です。ですから、そういう見方をしていただひきたいと思ひます。

次回は、そのように項目ごとに一つずつ進めていきたいと思ひますけども、それでよろしいですか。

意(13) もう今、導入ありきの御意見なんですけど、それってどっか決採りましたっけ、導入するかどうか。

私はちょっとこれ導入は、例えば40人とか50人とかそういう自治体もあるんですよ、議員が。そういうところに関してはやはり人数も多いといひところで、会派の代表者質問といひのも必要かなと思ひんですけど、特にうち14人しかいない、今現在13人しかいないといひところで、別に代表者質問みたいな形で一般質問も希望すればできるわけなんで。人数制限もないですし、一応、全員について一般質問をやる権利があるといひか、皆さん今やることのできてるものですから、今までも代表者質問みたいな形で市政クラブさん、やられた方いるかと思ひますよね。

なので別にうちはそういった制限も何もないので、一般質問と同じく、同じ中で代表者質問みたいな形でやればいいのかと思ひるので、特に私は代表者質問といひのをわざわざ取り入れる必要

はないのかなと思っております。一般質問の中で、私は会派としてこういうふうに質問しますって言っていて、今までもそうですよね、討論でもそういうふうにおっしゃっているわけなんで、そういった形で一般質問やっていただければいいかなと思うので、特別、私は取り入れる必要はないかなと思ってます、うちの議会では。

委員長 この議会改革特別委員会のテーマに取り上げるときに、どうやったら導入できるんだろうかという議論をしましょうということでテーマに上がってきております。ですから、入れる必要がないという議論はありません。これ何度も言っていると思います。

それから、先ほど橋本委員からも言われましたけども、会派を組んでの方々とそれから一人会派の方々と重さは同じ扱いではないというところが先ほども少し出てましたけども、その辺のところもやっぱり御理解をしていただくところかなというふうには思います。

ですから、こうやったら導入できるという議論が、どうやっても導入できないねという議論にしていればいいんですよ。

よろしいですか。それをやるための委員会ですから。

意（13） 今の御発言でちょっとよく聞き取れなかったんですけど、その会派を組んでのと組んでないのと重さが違うというふうにおっしゃったような気がしたんですけど、それどういう意味ですかね。それどこにうたわれてるのかよく分かんないんですけど、教えてもらえますか。

委員長 どういう意味でって。言ったとおりの話じゃないですか。1人の方と6人の会派の方というのは、6倍違うじゃないですか。

意（13） だから6倍違うかもしれないけど、例えば、ほかの議会だったら別に代表者質問やった人は一般質問やらないってところが大体そうだと思うんですけど、そうであれば、別にそれは代表者質問として一般質問の中でやればいいだけの話だから、私は別にこれ、もうこれを議題に取り上げるかだけの話だったと思うんですよ、前回は。議題に取り上げたけど、私はこれは必要じゃないですっていう意見ですっていうことだし、その重さがどうのこうのっておっしゃるんですけど、議員一人一人が市民の代表として出ていて、さっき言ったみたいに会派で代表者質問をするっていうのはやはり大きいところで、やはり全員ができないから会派としてやりますよっていう形でやってると思うし、その人は一般質問やらないわけだから。うちはみんな一般質問できるわけだから別にそういう形でやればいいので、特に私は必要性は感じていませんということです。

その重さどうこうっていうのが、ちょっと私意味がよく分かりません。

副議長 私も、副議長であります、会派に属しておりますので、会派という立場で少し物を言わせていただきます。

この代表質問自体の意味を 13 番議員ちょっと御理解いただいてないと思います。

一般質問については、議員個人としての関心あるテーマや市民から寄せられた個別のテーマを取り扱う部分であります。

代表質問というのは、やっぱりそうではないんですよね。会派を代表して問うべき対象、市長のスタンスや基本的な姿勢、それから市政の進むべき方向、市政の現在地を確認し、これらの進路を市民と共有する行為であります。

だから、会派を代表するということは非常に重たいものでありまして、会派それぞれ異なった考えをみんなでまとめて会派を代表して質問するわけであります。無論、自分たちの考えや問題意識を明確にする必要があります。

市長の考えと会派の考えを対比しながら、可能であれば、方向性をすり合わせ、意見の統合を行っていく。これこそが代表質問の本来の意義であるというふうに思っておりますが、御理解いただけましたでしょうか。

委員長 どちらにしても、導入する必要があるという意見はないで別に構いませんけども、ないという議論をしていってください。

ここにもうテーマとして取り上げるということになったんですから、どうやったらそれが生かせるものになるのかという議論をしてっていただきたい。

代表質問というのは、一つ例を出せば、他市の方々と話をすると分かるんですけども、やっぱり一般質問とは重さが違うと言われます。要は、当局に与えるプレッシャーも違うわけですよ。それが代表質問とあるべきだということを言われる議員さんばかりです。

このことはうちではやってないですから私は直接的にはそれは分かりませんが、あくまで代表質問というのは、先ほど豊田の例で言うと市長が全て答えるとかっていうのもあると思いますし、そういうレベルのところで聞いていただきたいというふうに思います。

次回から一つ一つの運用を検討して行って、導入できるかどうかという方向を探っていただければというふうに思います。

意（５） １件、お願いしたいことがありまして、各市の議員の定数と会派の数、代表質問をしている会派の数とその会派の人数を追加して資料に入れていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 はい、分かりました。

市の構成状況が分からないとなかなか難しいということでのお話だと思いますので、議員の数と会派の数、それから構成人数、それだけでしたっけ。

意（５） あと代表質問している会派の数も。

委員長 分かりました。

今日お出しした資料に足したやつを改めてまた皆さんに配付をさせていただきますので、検討材料として使っていただければと思います。

また次回までの間にいろいろとここがちょっとよく分からんとか、そういうようなことがもしあるようでしたら事務局のほうにお問合せをいただければ、お答えできる範囲でお答えをさせていただきますのでお願いをいたします。

それでは、代表質問の導入については、ここまでとさせていただきます。

２ 関連質問の運用の明確化等について

委員長 この件につきましては、事前に関連質問に対する各会派の御意見をいただき、本日の資料として配付しておりますので、この資料を基に協議をお願いしたいと思います。

まず、関連質問とはどういった場合に行うのか、その意義や目的を確認した上で運営について議論をしていきたいと考えております。

（１）の検討事項を挙げさせていただいておりますので、それでは…

13 番、倉田委員。

意（13） 私、今回出してないんですけど、出してない理由としては、事前にこうふうに意見を出しましょうっていう話もなかったから、ちょっとそれは委員長が独自で決めていることなので、それはどうなのかって思って出してません。

ただ、その疑義があったということでお話いただいて、今回その検討事項で（１）、（２）が書かれてるんですよ。この（１）、（２）についても、こういうことについて検討しますという具体的な話は、たしか特にこういうことについてっていうことで意見を事前にももらいますっていう話もなかったですし、なので、どなたからどういう疑義が出ているのか、まずお聞きしたいです。なぜなら、これおとしの９月の議会改革特別委員会でもう決定してるんですよ、一度。なぜ、その決定していることについて、また疑義が出ているのかというのがよく分からないので、

まずそこから、疑義がある方から御説明いただきたいと思います。

委員長 これ前回もお話させていただいたと思いますけれども、まず1人、1問という1問の考え方、それからもう一つは、関連質問の範囲というんですか、当局答弁では分からなかった部分に関して再度確認するようなレベルでの質問という意味合いで関連質問というのはやってきたというふうに思うんですけれども。

これは今の議長だけではなくて歴代の議長の采配の問題、それも含めてやっぱり疑義があるんじゃないかという判断をしたものだというふうに思います。

意(13) 昨年の議会改革特別委員会で委員長が、1問ですけど1質問という意味ではありませんので、この1問は1議題に対してということで、基本的には5分の中で質問と答弁がやり取りできることということ、これでこのままでよろしいですかって言ってますし、その後についてもです。現行どおりということで、あとは先ほど言ったように、これは本会議の話ですので議長采配になりますので、やはり重要だと思われるもの、あるいは答弁が足りないことによって例えば勘違いが生まれてしまうだとか、そのようなことの判断があるやというふうに思いますけれども、そのところをしっかりと議員1人が、1人、1問、5分以内で簡潔にということで御理解していただくことということで、異議ありませんかって聞いているんですよ。

そこで聞いてて決まってるのに何が疑義があるのか、誰からこれ疑義があるんですか。どんな詳しい内容ですか、それは委員長はお聞きになってないということでこれ進めているんでしょうか、何なんでしょうか。ちょっとそれは分からないんですけど。一回ここでしっかり決めてるし、委員長もはっきりここでおっしゃってるので、私これ意味が分からないんですけど。

どなたが疑義を出してるんですか。きちんとそれをまず説明してください、どういう疑義なのか。それがなければやはりこれ前に進めないと思うんですけど。お願いします。

議長 倉田議員、今さっき決まったと言ってたと思うんですけど、これたしか途中で倉田議員がやっぱりこの議題は取り下げますと言って、途中で話が…

不規則発言あり

議長 途中で話が、じゃあこのままでいいねって言って終わったと思うんです。そこは大丈夫ですか。

意(13) だから、委員長がそこで異議なしっていうことを確認した上で議題から外させていた

だきますって言っているわけなので、そこは確認して皆さん異議なしって言ってるんですよ。それが何でこれでやらなきゃいけないのか分かんないし、まずもって誰がどんな疑義を言ってるのか分かりませんので、まずそこはつきりしてください。

議長 それで異議なしで取り下げた。そのときに話し合われた内容のことで、私はそのとおりの議事運営をしたつもりですけども、そのときに中途半端だった、中途半端って言ったらあれですけど、途中で最後まで決定しないままに、じゃあ今までどおりでいいですねっていうことで終わってしまったので、今までどおりじゃなくて、お話をされてた内容が、こういうことも出てきたああいうことも出てきたということでこんがらがっているところもあるので、もう一回お話をしてほしい。お話をさせていただき限り、だからこれを議題にしてほしいというお願いをしたんですけど、この議題を上げる限り、もうその関連質問をあるかなしかも考えてやってほしいって、私は委員長にお願いしております。

倉田議員の言われた疑義や誰が言ったんですかについては、関係ありません。誰が言ったとか、誰がなかったとか、皆さんが議場で感じたとおりでしますので、倉田議員は何も思わなかったかもしれませんが、やはり関連質問、御自分の関連質問された方に関して言えば、前に議会改革で議題に上がったときに、この関連質問っていうのは、その他人の質問に乗かってやる質問だから、5分に関してもってということが今ここの皆さん書かれたとおりでと思いますので、そのあたりをきちんとルール化していただきたい。

また、どの議長がやっても勘違いされないような明文化をしてほしいというお願いをして、委員長にお願いしております。

意（13）　じゃあ、これから何か要請をしてもその人の名前を明かさずに今後運用していくっていう形なんですね。

今の話だと、誰かから要請があつて議長が委員長に言っているということなんですけど、その疑義についても具体的な疑義が分かりません、何なのか、今の話でいうと。

委員長がこれで異議ありませんかって、決も採ってるんですよ。決も採って決まってるのに、内容が疑義なのか、時間と運用についてはここで決まっているわけなので、何が疑義なのかっていうのが本当に今の話でもよく私分からないので分かるように説明していただけないか。

だから、まず提案した人から言ってほしいです、これは。だって、議長は聞いている話を言ってるんでしょ。これ議長の提案ですか、何ですか。議長じゃないんであれば又聞きになっちゃうわけだから、ちゃんと提案した人から言うべきじゃないんですか。はつきり言って今の話だと分か

りません。だってもう運用は決まってたんだもん。

議長 いや、だから運用は決まってますよ。

意(13) だから何について疑義があるんですか。何が問題だったんですか。具体的に誰のどういう発言のどういう行為が問題だったのか、じゃあ教えてください。

意(11) 関連質問というのは端的に僕らが考えている範囲ですと、やはり他の議員が一般質問した中で、それを確認をする、またはこの質問に対してこうですかという再確認をするのがこの関連質問だと僕は思っておりますし、私が関連質問をやったときには、同じ会派のクラブ員の中で質問漏れをしてあったところをもう一度質問するというようなことで、関連質問をさせていただきました。

ほかの議員さんは、ほかの一般質問やられた議員さんの質問の第二の一般質問をやるような質問をされているということは、これは関連質問にふさわしくないという僕らは判断しておりますので、そこがどうしても聞いているほうにしてみると、あなたは1つ質問してまた2つ目の質問を一般質問をしているというようなことになりかねませんので、そういうところを踏まえて関連質問というのは、聞き取れなかった、確認がしたい、そういうことをするところだと思っておりますので。あたかも自分の質問以外をもう一つ自分の質問に置き換えるというところが見え隠れしますので、それはふさわしくないと私は考えております。

意(13) ということは、これは鈴木勝彦議員からの疑義ということでよろしかったでしょうか。

それで結局、その関連質問の内容が皆さんの共通認識じゃないというそういう意味ですか、委員長。そういうことでしょうか。

意(11) 当然のことながら、私は市政クラブの幹事長として取りまとめておりますので、会員の皆さん方の御意見を伺って、総意でここに上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

意(13) 今のお話でいえば、運用については特に問題、疑義はなかったということですよ。じゃあ、それについては特に話し合うべきではない、議論すべきところじゃないと思います。

意(11) 次のページになると思いますけども、そういうことが度重なるようであるならば、私はこの関連質問というのはこのまま続ける意味がないというところを感じておりますので、もし確認がしたい、細かいことの説明が聞きたいということであれば、窓口に行って済むことだろうと僕は思いますので、そういう時間的な配分をしっかりといただければ、済むことではないかなと思っております。

委員長 それでは、関連質問というのはどういった場合に行うのか、その意義や目的を確認した上で運用についての議論をしていただきたいというふうに思います。

おおむね皆さんここに書いてある方々は、関連質問の意義というものを同じように捉えているという判断ができるのかと思いますけれども。

一般質問の関連だから何でも聞けるみたいな意味合いではありませんので、これは昔から関連質問をやってきておる中では、もうほとんど確認のレベル、そういったところ。答弁でこういう読み取れなかった部分を再度確認をするという意味合いが一番大きいわけです。

それと、他の議員さんが質問したことに対しての敬意をきちんと持ってやるということであれば、違う質問を投げかけるような場面というのはあってはならないというのが昔からのこの議会のルールでやってきてますけども。そういったものをここには一切載ってませんので、文脈としては。

ですから、その辺のところはどうだろうかというところも議論の一つになっていくんではないかと思います。もう少し明確に載せていくというのも一つのやり方ではないかなということも思いますので、そこも含めて議論を深めていただければと思います。

それから、今、市政クラブさん先に言われましたけども、現在の運用に対する課題や改善点、2ページ目のほうですね、こちらのほうは、市政クラブさんのほうからは廃止という言葉も出てますけれども、ほかの会派の方々から御意見、特にありますでしょうか。

意（13） ちょっと本当にこれびっくりする話です。運用にというか、内容についても先ほど言ったように、おとし、きちんとここについては委員長が最後言ってるんですよ、先ほど申し上げたように。

委員長 あの、すみません。倉田委員、ちょっとやめてください。

「廃止するという…まだしゃべってます。廃止するということは、私はあり得ません。なぜ、そんなにたってないのに、おととしのやつを廃止するというのがちょっと私には理解まずできません。それからあの…」と発声するものあり。

委員長 すいません、倉田委員。ちょっとやめてください。あの…

不規則発言あり

委員長 ちょっと待ってください。

言っときますけど、何年前にこうやって決まった、ああやって決まったということが再度ここに議題で上がってきているんです。そこで上がってきている、この上がってきている議題として取り扱ってください。あの時に決まったことをこういうふうにするのはおかしいというのは、これは議論ではありません。

「別にいいじゃないですか、発言して。」と発声するものあり。

委員長 無駄な時間使いたくないです。

「だから無駄な時間ですよ、これが。」と発声するものあり。

委員長 13 番、倉田委員。

意（13） だから私はこれが無駄な時間なんですよ。もう決まったことをまたやるっておっしゃってるし、今度は廃止するって言ってるんですよ。いわゆる 2 年で意見を変えているんですよ、市政クラブさんは。

私は、すごくそれについては疑問だらけなんですけど、まずもってその廃止するっていうところで、なぜそうやって議員としての権利というか、議員としての役割を果たす範囲を狭めるんでしょうか。逆にこれを広げることのほうが大事ですよ、議員として。なぜ、それをわざわざ今回廃止をすることで議員としての役割、できる仕事を狭めているのか全く私分かりません。

なので、廃止ありきっていうのは、全くもって反対です。以上です。

委員長 ほかに、御意見ございますか。

意（7） 私も関連質問は継続すべきと考えていて、あと申合せに質問時間 5 分以内とし簡潔に行う、1 人、1 問とし自席で行うとしか書いてないので、関連質問に対する答弁が来て、またそこに対してちゃんとした答弁が返って来なかったから確認したいっていうのに関して、質問 5 分以内であれば再質問できるものとするという文面もここに入れ込んだほうが、決まってはいると思うんですけど、ちゃんとここに何か載せたほうがいいかなって思います。

委員長 運用の明確化ということですね。

ほかに、御意見ございますか。

意見なし

委員長 それでは、統一化をしていかなければなりませんので、皆さん方の意見の一致をどうつくっていくかというところが議論になっていくと思います。ただ、一つ廃止という意見もございましたので、それも視野に協議を進めていきたいというふうに思いますけども、それでよろしいですか。

意見なし

委員長 だから、関連質問を廃止という意見は出たから私は言っただけであって、それをするという話ではありませんよ。こうすればもっと生きるものになるという意見があるなら、そのようにしていただければというふうに思います。

だから、先ほど言ったように、前回決まったからこうだっというふうじゃなくて、もうここに今上がってきたのが新たな議題です。

それでは、まず関連質問の意義と目的のところに関しては統一的な形が取れるかどうかということなんですけれども、今の現段階でいうと、凛々会さんとか日本共産党さんのほうから出ているような考え方とか意見、これに尽きるのかなという気がしますけども。

やっていくということであるんだったら、意義と目的っていうのはこのような形でよろしいですか。

意（13） だから、私はやはりこれ自体は、やはり私も前回突然出ましたので、どこで議事録、どこで議論してるかっていう確認がすぐできませんでしたのでお答えできませんでしたけど、やはりこれまできちんと、きちんとはないですけど、議論して結果が出てるわけですので、特に私は今後今までどおりで、話し合いの必要性はないと思っております。

委員長 これは統一化できるのであれば、文脈も踏まえてしっかり載せていくという形になると思いますので、もう少し時間をかけて話を進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

意見なし

委員長 それから、（2）のほうの運用に対する課題と改善点についてというところですけど

も、これは凛々会さんだけで、あと市政クラブさんは廃止ということになっておりますので。

運用に対する課題、改善点みたいなものも含めて、もしあるようでしたら。

意（11） 関連質問、先ほど言いましたように、1人、5分以内で質問するということで、ほかの議員さんが質問したものに自分の考えを含めた質問をするということは、私はいかがなものかと思っておりますので、ほかの会派の方々にも多くあるように、確認がしたい、補足を説明してほしいというこの運用をしっかりと守っていただけるなら、そういうことも必要かなと思いますけれども、それが、運用が決まってないと言われる反論があるかと思いたすけれども、それをしっかりと踏まえて関連質問やるならいいんですけども、それ以外のことであるならば、私は廃止すべきだと思いますし、しっかりこのところを取り決めをしていくということであるならば、クラブとしても少し考えさせていただきたいと思っております。

考え方は廃止でいきたいと思いたすけれども、こういう意見があるということ踏まえてクラブとしてもこれも考えてもいいかなと思いたす。

委員長 運用を決めていって、そのルールが守れるのであればというような意味でよろしいですね。

意（11） 今言ったように、凛々会さんとか共産党さんあたりは、やっぱり確認をするから補足説明をしてほしいということで、5分間この質問に対して時間を費やすならいいんですけども、ほかの質問者の上乗せをしてそれに対して質疑をしていくというのは、いささかこのルールに反しているのではないかなと。まだ決まってないですよ、決まってないけども、当初の関連質問に充てる時間が逸脱しているのではないかなという感じをいたします。

意（13） 鈴木委員にお聞きしたいんですけど、上乗せをして質問するっていうことがよく分からないので、御説明をお願いいたします。

意（11） だから、ほかの議員さんが質問をしたその質問に対して、自分の考えを乗せながら質問をする。これは先ほど言いましたように、2回目の一般質問に当たるのではないかなと考えておりますので、そういうことがないということで進めてほしいと思い、ここの中にそういう文言が、13番さんはどこに書いてあるのということとはよく言われますけれども、それは議員としての節度を持って質問するという考え方の中で、関連質問はそういう取り決めで進めていったほうがいいのではないかなと思っております。

意（13） ということは、今の私の質問に対する御答弁でいくと、自分の考えを乗せながら質問することは駄目だよっていうことなんですね。

意（11） もともと一般質問された方に大変失礼な質問になると思いますので、それはいかななものかと考えております。

意（13） その失礼という意味が分からないんですけど、私たちは、その議員がどう質問してどうだったかっていうよりも、市民にとって有益かどうかしつかり聞くべきことは聞く、そういう立場じゃないんですか。

だから、私これ、自分の手柄となる質問とか、全然これ意味が分からないんですけど。自分の手柄になるためにこれ一般質問するんですか、関連質問するんですか、違いますよね。市民のために私たちは質問しているのであって、やはり聞かなきゃいけないこととか問題があることについてはきちんと関連質問で聞いて市民にお伝えできるようにする。それが私は議員としての使命だと思っているので。

ちょっと私、一般質問のまずもって一般質問が何なのかっていうところ、そこからやはり一度考えないといけないかなと思っています。

委員長 ほかに、御意見ございますか。

意見なし

委員長 意見の一致というところよりも論点の整理をしていかなきゃいけないんですけれども、一つは、運用の変更というか運用の明確化っていうんですか、その部分ですね。こちらのほうをしっかりと皆さん方の御意見をまとめていければというふうに思っております。

それから、もう一つは、その関連質問自体の在り方といいますか、その部分はもうほぼ統一的なレベルで話ができるかとは思いますが、そこも議論を進めていく論点にしていきたいというふうに思います。

あとはその運用のところ。細かいところでいえば1人、1問、5分以内っていうものの解釈の共有化ですね、こちらのところ。本当に細かい話をしておるようなんですけれども、そこまでしないと理解ができない方も見えるというふうに考えますので、そういったところをしっかりと議論を進めていただければと思います。

それでは、またいろんなパターンが考えられると思いますが、事前に皆さんにまたお尋ねをして資料提出をお願いをする可能性もありますので、そのような形で進めていくということだけは御理解をしてください。

3 一般質問の日程について

委員長 これも事前に皆さんに御意見をいただいておりますけれども、本日の資料として、配付をさせていただきます。

各会派の御意見ですけれども、現行どおりというのとそれから賛成というのとありますけれども、ここで一つお知らせをしておかなきゃいけないのは、実は来年の3月定例会までのスケジュール案がもう皆さんにもお配りしてあると思いますけれども、あれでもって当局側は全部スケジュールを組んでおります。ですから、そういう面でいうと、もしこれを日程追加で一般質問を3日間にしようということになるのであれば、来年度からの運用にしかなかなかできないんじゃないかなということが一つあります。

それからもう一つは、今日の一番初めのテーマにあった代表質問の導入というのがありました。代表質問の導入ということを考えると、それをどこに入れ込むのかというところも一緒に議論していかないと、この日程についてはなかなか難しいかなという気がします。

ただ、これ出していただいた方々の御意見で言われたところをもう一回言いますと、4時以降の議場への出入りというところを、それからあと当局の本来の仕事に対しての帰す時間ですね、その部分、そういったところを考慮してということでこれが出されておるわけですので。ですから先ほど来から言っている代表質問の導入の件も、これもセットで日程の部分は考えていくべきかなという気がします。

ですから、それを踏まえて、これに関しては時間がまだありますので運用を早くしなきゃいけないというわけではありませんので、少し皆さん方もここら辺のところをもう一度御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

御意見ある方、見えますか。

意（13） やはり4時以降の議場の出入りに関してなんですけど、例えばほかの自治体では、入口のところにこういう立て看みたいなのを立ててあって受付は終了しましたということで、帰る人は出れるようになってるんですね。

だから鍵をやはり、特に議会やってる間は出ることはやはりできるようにすべきかなと思ってます、5時15分までは。もし5時15分過ぎちゃうようであれば、それはそれで傍聴者の皆様に出る場所が1か所になっちゃうんであれば、それはそれでお伝えするとか一緒に職員が出るとか。うち傍聴者がすごい何十人もいるわけではないので、そういった対応でできるかと思いますので、とりあえずそういった対応でやっていただきたいと思います。4時過ぎにばしゃんって閉められ

ちやうと、やはり足の不自由な方が下の駐車場にとめられた場合になかなか下まで階段で下りていくってということが難しいということ、そういうことが起きてきてしまいますので、そういった御配慮いただきたいと思います。

あと3日間にするってということについて、私ちょっとこれ職員にいろいろ御意見を伺ってるんですけど、やはり先ほども委員長も少し触れられましたが、日程的にできるのってという話を聞いております。やはり、今でも例えば衛生組合、これは二市の両方の市長をはじめとする皆さんの日程を合わせなきゃいけないんですけど、やっぱり日程合わずに午後からとかにもなっちゃってるもんですから、そういうことを考えると、なかなかこれを1日延ばすということについてうちがいいとしたとしても、うちでやりたいです、やりますって決めたとしても、当局側として無理で、もうそこで決めたのに無理ですって言われても困るので、やはりちょっと当局側の意見も一部聞いてから進めたほうがいいと思います。以上です。

委員長 もうここでやる議論ではありませんので。

それでは、この一般質問の日程についてということに関しましては、いろいろと巻き込むところも多いもんですから、それと、ただ時間は十分にあるんで、来年度からということになるんであれば、それに間に合わせるような形で進めていければと思いますし、代表質問との関連も考えていくというところで御議論いただくということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、次回につきましては、代表質問の導入については具体的な運用について協議を進めるということ、それから関連質問の運用の明確化等については、やはり関連質問の運用をもう少し明確にするっていうところと、それから関連質問をやるやらないという議論も今日出ましたので、そのこのところも含めて御議論をいただければと思います。

一般質問の日程については、先ほど言ったように、これは一旦はテーマから外しても構わないんですけども、代表質問の関係もありますので、ちょっと事務局のほうにお願いをします。この代表質問のタイミングみたいなものって、他市はどのタイミングでやってる、要は一般質問の前にやっとなとか、初日に例えばやっとなとかそういうのがもしあれば、それをちょっと調べといていただければ、皆さんにまたお知らせをすることができると思います。

そのような形で進めていきますので、よろしくお願い…

5 番、野々山委員。

意（５） 追加でお願いしたいんですけど、他市の終了時間も調べていただけるとうれしいなと。

他市でも４時で閉庁してると思うんですが、５時までやってる６時までやってるとか…

委員長 一般質問に対して。

意（５） 一般質問に対してです。

委員長 それでは、その辺の情報もできる限り収集していきたいと思います。よろしく願いをいたします。

次回は、８月 19 日、水曜日の午前 10 時からになりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の案件は全て終了となります。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 51 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長